

保護樹木・保護樹林の制度概要と課題等について

保護樹木・保護樹林の制度について

区は、民有のみどりを保全するため、所有者からの申請を受けて保護樹木・保護樹林を指定しています。指定された樹木等の所有者に対して、区は、維持管理の負担を軽減するための支援を行っています。

所有者は、適切な維持管理に努め、緊急の場合等を除き伐採をしてはなりません。

<指定の要件>

- ・ 保護樹木は、地上高さ1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・ 保護樹林は、高さ概ね5m以上の高木を主体として構成され、樹冠投影面積が300㎡以上であること。
- ・ 適切な維持管理が行われており、健全な生長が長期的に見込まれること。
- ・ 周囲の建物や構造物等に損害を生じさせる恐れがないこと。

【保護樹木・保護樹林の支援内容】

令和元年12月1日現在

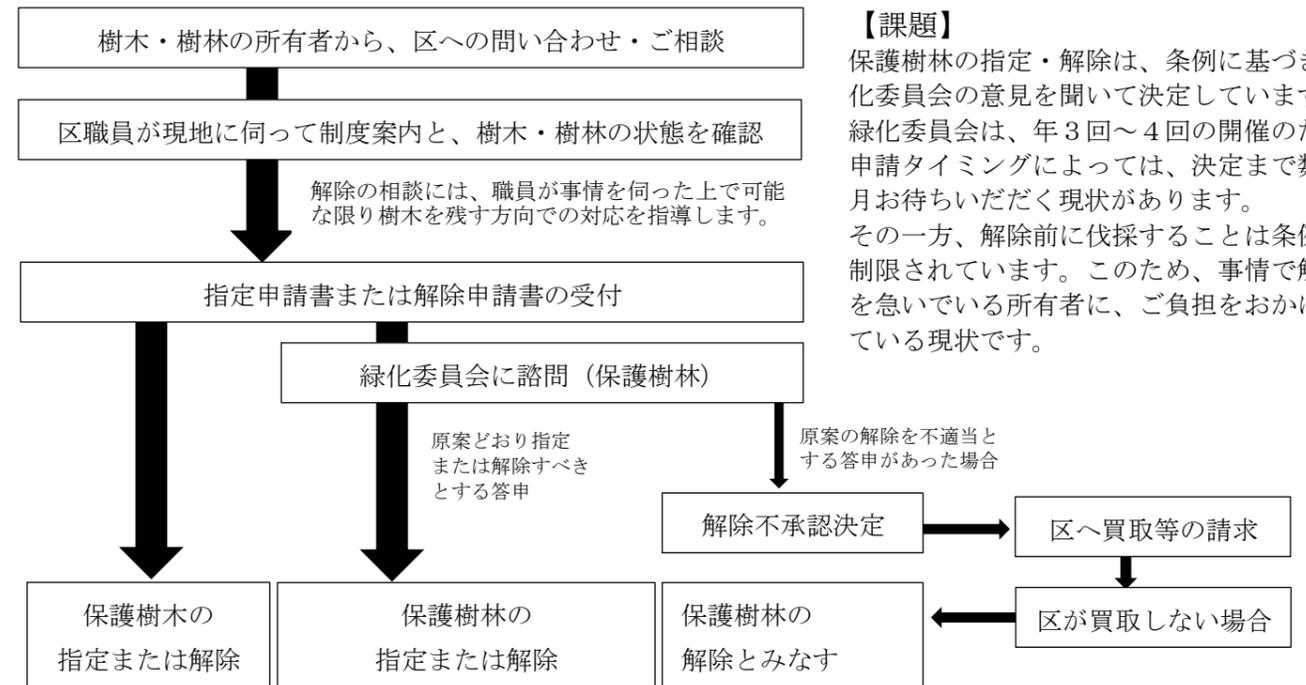
項目		保護樹木	保護樹林
せん定 経費補 助	共通	せん定費用の半額を補助します。ただし、幹周によって上限額があります。 幹周 上限額 180cm未満…50,000円 210cm未満…75,000円 240cm未満…100,000円 270cm未満…125,000円 270cm以上…150,000円	
	所有者 ごとの 上限額	年度あたり30万円まで	その年度にせん定した本数によって 上限額が3段階で異なります。 せん定本数 上限額 1～4本… 年度あたり50万円まで 5～9本… 年度あたり75万円まで 10本以上… 年度あたり100万円まで 幹周90cm以上が対象です。
維持管理経費	—	各年度の1月1日を基準日として 保護樹林の面積に応じて補助します。 1,000㎡未満 20,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満 40,000円 2,000㎡以上3,000㎡未満 60,000円 3,000㎡以上4,000㎡未満 80,000円 4,000㎡以上5,000㎡未満 100,000円 5,000㎡以上 120,000円	
落ち葉回収	個人所有の保護樹木1本につき、ごみ袋10袋まで落ち葉収集を行います。	—	—
活力度調査	樹木医による活力度調査（外観診断）を新規指定時、指定後一定の期間が経過した時に行います。調査結果を所有者へ提供します。	—	—
緊急対応	強風や雪による枝折れ、カラスの威嚇等があり危険な状態の時の緊急対応を区の受託業者が対応します。	—	—
保険	保護樹木・保護樹林が、第三者に損害を与えた場合の所有者の賠償責任について、区が一括して賠償責任保険に加入し保険料を負担します。ただし、保険約款に規定される免責条項にあたりと保険会社が判断した場合等においては、保険金が支払われないことがあります。	—	—

所有者向けの補助内容充実の経過

制度発足から現在までの補助内容の充実の経過

		昭和53年度	平成元年度	平成26年度	令和元年度
保護樹木	せん定費	1本あたり 年3千円	1本あたり 年5千円	せん定費の半額（幹周による上限あり） 年度30万円まで	
	管理費	1㎡あたり 26円	1㎡あたり 65円	面積に応じて2万円～12万円	
保護樹林	せん定費	—	—	せん定費の半額（幹周による上限あり） 年度あたり50万円まで	せん定費の半額（幹周による上限あり） せん定本数に応じて 年度あたり50万円、75万円、100万円まで拡大
	管理費	—	—	面積に応じて2万円～12万円	

指定・解除手続きの流れ



【課題】

保護樹林の指定・解除は、条例に基づき緑化委員会の意見を聞いて決定しています。緑化委員会は、年3回～4回の開催のため申請タイミングによっては、決定まで数か月お待ちいただく現状があります。その一方、解除前に伐採することは条例で制限されています。このため、事情で解除を急いでいる所有者に、ご負担をおかけしている現状です。

<参考> 保護樹林の指定・解除に要した期間（平成29年度から現時点）

手続きの種類	相談から決定までに要した期間				合計	うち不可とする答申の件数
	1か月以内	1か月を超え 2か月以内	2か月を超え 3か月以内	3か月以上		
保護樹林の指定	—	1件	—	1件	2件	0件
保護樹林の解除	—	1件	3件	1件	6件	0件